

## 【環境委員会】

### (1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議1件）及び衆議院環境委員長提出1件の計8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類26件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収入からの引当措置を平成15年度から平成19年度まで、5年間延長しようとするものである。委員会においては、自動車排出ガスと健康被害との因果関係、未認定患者の実態と新たな救済制度の必要性等について質疑を行った。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律案は、本院先議に係るもので、生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、環境中への拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用等に係る承認制度を創設するとともに、遺伝子組換え生物等を施設内等で使用する者に対し、適切な拡散防止措置を執ることを義務付ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、生物多様性影響評価の方法、遺伝子組換え生物等に係る情報公開の在り方、予防的な取組方法の位置づけ等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、日本共産党の岩佐委員より、遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報公開等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、8項目の附帯決議が付された。

独立行政法人環境再生保全機構法案は、環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。また、日本環境安全事業株式会社法案は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするものである。委員会においては両案を一括して議題とし、新法人設立の意義、環境事業団の不良債権回収見通し、特殊会社にPCB廃棄物処理を行わせることの是非等について質疑を行った。質疑を終了し、日本共産党の岩佐委員より両案に対し反対討論が行われ、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって可決された。なお、独立行政法人環境再生保全機構法案に対し9項目の、日本環境安全事業株式会社法案に対し5項目の附帯決議が、それぞれ付された。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するために、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障等除去事

業に関する記載の特例その他の措置を講じようとするものである。また、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案**は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画について定めるとともに、廃棄物の広域的処理について許可に変わる認定制度を新設するほか、廃棄物の不法投棄に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、両案を一括して議題とし、青森・岩手県境不法投棄事案における行政の責任、排出事業者等の責任を徹底する必要性、拡大生産者責任が法案に盛り込まれなかった理由、産業廃棄物税導入の是非等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取し、青森・岩手県境の不法投棄現場における現地調査を行った。質疑を終了し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対して、日本共産党の岩佐委員より、産業廃棄物の不法投棄に係る土地の所有者等の責任の強化等を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律案については多数をもって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案については、修正案を否決した後、多数をもって、それぞれ可決された。なお、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案に対して8項目の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対しては15項目の附帯決議が、それぞれ付された。

**絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案**は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等、または適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定事務を国に代わって実施する者に関して、指定法人制度を見直し登録制度を設けようとするものである。委員会においては、登録制度の移行に伴う公正・中立性の担保策、現行法の抜本的改正の必要性、国内希少野生動植物種の指定拡大と地域個体群への適用等について質疑を行った。質疑を終了し、日本共産党の岩佐委員より反対討論が行われ、採決の結果、本法律案は、多数をもって可決された。なお、7項目の附帯決議が付された。

**環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案**は、衆議院環境委員長提出に係るもので、持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、これらについて、基本理念を定め、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育に必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、環境教育の重要性と本案の果たすべき役割等について質疑を行った。採決の結果、本法律案は、多数をもって可決された。なお、本院議員による環境教育振興法案が提出されていたが（未付託）、本法案審査に先立って取り下げられた。

さらに、経済産業委員会に付託された**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案**について、経済産業委員会との連合審査を行った。主な質疑は、生態系への影響に着目した化学物質の審査・規制の取組が遅れた理由、環境ホルモンについての政府の取組の現状と化審法における扱い、既存化学物質の安全性点検の今後の取組、化学物質の審査・規制についての国際的取組状況と各国での動向、化学物質の排出量・移動量の調査結果に対する評価、化学物質に関するデータベースの整備と積極的な情報公開の推進の必要性、予防原則に関する環境省、経済産業省の認識、良分解性化学物質につい

てのリスク評価の必要性、化学物質関連の法体系において整合性を図ることの必要性などである。

#### 〔国政調査等〕

3月18日、環境及び公害等に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策に関する件について鈴木環境大臣から所信を聴取するとともに、弘友環境副大臣から平成15年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について、加藤公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会業務に関する件について、それぞれ説明を聴取した。

同月20日、環境行政の基本方針に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について質疑を行った。主な質疑は、戦争による環境破壊、持続可能性からみた環境と経済の統合の在り方、地球温暖化対策税導入に向けた展望等、環境教育・学習の方向性と指針策定の必要性、歴史に学ぶライフスタイルの変更、食品の安全性確保と環境の重要性、経済性重視の養殖漁業と海洋汚染問題、特定フロン<sup>うみくさ</sup>の回収状況と密輸入問題、海草等泡瀬干潟の希少種保全をめぐる問題等である。

同月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度総予算中、総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行った。主な質疑は、環境と経済の統合に向けた取組、景観に対する規制と観光資源としての保全の必要性、普天間基地移転、泡瀬干潟の環境問題、米軍等のイラク攻撃による環境破壊、地球温暖化によるモンゴルへの深刻な影響、水資源と包括的法制の必要性、こども環境リスク削減法制定の必要性、たばこの健康被害と包括法制定に向けた取組、環境保全に対する自治体、民間などの主体的取組への支援などである。

4月15日、環境及び公害等に関する調査を議題として質疑を行った。主な質疑は、循環型社会形成推進基本計画実施に当たっての今後の課題、ラムサール条約登録湿地の拡大に向けた課題、西表島、泡瀬干潟の開発と環境保全に対する認識、野生生物の保護とメジロ等の愛玩飼養制度見直しの必要性、廃棄物の不法投棄防止対策の現状と課題、環境と経済の統合に向けたエコ産業育成促進の必要性、沖縄辺野古沖に生息するジュゴン保護の必要性、圏央道のトンネル掘削による八王子城趾、高尾山への環境影響、イラク戦争による環境破壊についての調査実施の必要性についてなどである。

5月15日、遺伝子組み換え技術・環境ホルモン等の実験・研究に関する実情調査のため、独立行政法人環境研究所及び独立行政法人農業生物資源研究所を視察した。

7月15日、富士山の環境保全対策等に関する実情調査を行った。

7月17日、環境及び公害等に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑内容は、産業廃棄物の不法投棄対策、環境教育の重要性、家庭系生ゴミのリサイクル、ディーゼル自動車の排出ガス対策、遺伝子組換え作物同士の交配種の安全性、原子力発電依存のエネルギー政策転換の必要性、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の今後の在り方などである。

## (2) 委員会経過

### ○平成15年3月18日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について鈴木環境大臣から所信を聴いた。
- 平成15年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について弘友環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について鈴木環境大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成15年3月25日（火）（第3回）

- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成15年3月26日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、中野法務大臣政務官、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成15年3月27日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第43号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

### ○平成15年4月15日（火）（第6回）

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。
  - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 循環型社会形成推進基本計画の策定内容に関する件、ラムサール条約登録湿地の拡大に向けた課題に関する件、西表島等の開発と環境保全に関する件、野生生物の保護とメジロ等の愛玩飼養制度に関する件、廃棄物の不法投棄防止対策に関する件、環境と経済の統合に向けた施策の充実に関する件、圏央道の建設工事による環境影響に関する件、京都議定書における森林の二酸化炭素の吸収量の算定方法に関する件等について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 

○平成15年4月16日（水）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第1回）

（経済産業委員会を参照）

---

○平成15年4月17日（木）（第7回）

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）について参考人東京大学名誉教授岩槻邦男君、市民バイオテクノロジー情報室代表天笠啓祐君、株式会社三菱化学安全科学研究所リスク評価研究センター部長研究員加藤順子君及び東京大学大学院農学生命科学研究科教授鷲谷いづみ君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月22日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）について鈴木環境大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第114号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年4月24日（木）（第9回）

- 独立行政法人環境再生保全機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）
- 日本環境安全事業株式会社法案（閣法第50号）（衆議院送付）
- 以上両案について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月8日（木）（第10回）

- G8環境大臣会合に関する件について鈴木環境大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人環境再生保全機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）
- 日本環境安全事業株式会社法案（閣法第50号）（衆議院送付）
- 以上両案について鈴木環境大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を

行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第49号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産、国連

(閣法第50号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年5月29日(木)(第11回)

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(閣法第48号)(衆議院送付)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上両案について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年6月3日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(閣法第48号)(衆議院送付)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上両案について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月4日(水)(第13回)

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(閣法第48号)(衆議院送付)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上両案について参考人社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長庄子幹雄君、廃棄物処分場問題全国ネットワーク事務局長大橋光雄君、慶應義塾大学経済学部長細田衛士君及び上智大学法学部教授北村喜宣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月10日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(閣法第48号)(衆議院送付)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上両案について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事河野善彦君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第48号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民  
反対会派 国連

(閣法第89号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民  
反対会派 国連

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成15年6月12日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事森田嘉彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第88号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民  
反対会派 共産、国連

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成15年7月17日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 産業廃棄物の不法投棄対策に関する件、環境教育の推進に関する件、家庭系食品廃棄物のリサイクルに関する件、ディーゼル自動車の排出ガス対策に関する件、遺伝子組換え作物間の交配種の安全性に関する件、原子力発電依存のエネルギー政策転換の必要性に関する件、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の今後の在り方に関する件等について鈴木環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案（衆第39号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長松本龍君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院環境委員長代理鈴木恒夫君、同小林守君、鈴木環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第39号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民  
反対会派 国連

#### ○平成15年7月24日（木）（第17回）

- 請願第559号外25件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

##### 【要旨】

本法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成15年度から平成19年度まで、5年間延長しようとするものである。

##### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。
- 2 補償給付額の改定に当たっては、被害者保護の本旨にもとることのないよう十分に配慮すること。
- 3 健康被害予防事業については、地域のニーズ、被認定者の要望等を十分に把握した上で、適切かつ効率的な実施に努めること。また、環境保健サーベイランスシステムについては、引き続き調査を実施し、その精度の向上に努め、必要に応じて適切な対策を講ずること。
- 4 近時の大気汚染訴訟の判決等を踏まえて、主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響に関する調査を早期に実施するとともに、必要な被害者救済のための措置を検討すること。
- 5 大都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質等による大気汚染は、自動車交通量の増加等により、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、自動車単体規制の強化、低公害車の普及促進に一層努めるとともに、交通量抑制策など自動車環境対策の総合的推進を図ること。

右決議する。

#### 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（閣法第48号）

##### 【要旨】

本法律案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するため、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する起債の特例その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 環境大臣は、平成9年改正の廃棄物処理法の施行前に不適正な処分が行われた特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めることとする。
- 2 都道府県等は、基本方針に即して、その区域内における特定産業廃棄物に起因する支



障の除去等の実施に関する計画を定めることができることとする。

- 3 国は、産業廃棄物適正処理推進センターが、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の事業を行う都道府県等に対し資金の出えんを行う場合には、予算の範囲内において、その業務に係る基金に充てる資金を補助することができることとする。
- 4 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の事業を行うに当たり都道府県等が必要とする経費について、地方債をもってその財源とすることができることとする。
- 5 この法律は、公布の日から施行し、平成25年3月31日限りでその効力を失う。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 特定産業廃棄物に係る支障の除去等に当たっては、不法投棄行為者や排出事業者等にモラルハザードが生じないよう原状回復の責任追及を徹底して行い、必要に応じて措置命令等の行政処分を遅滞なく行うよう都道府県等に求めるとともに、助言、技術的支援等を十分講じること。
- 2 都道府県等による実施計画の策定に当たっては、不法投棄行為者、排出事業者等に対する措置について透明性及び客観性を確保しつつ検証を行うとともに、再発防止策を含め、当該都道府県等の責任を明確にするよう求めること。  
また、支障の除去等の内容については、周辺住民の意見が反映されるよう必要な措置を講じること。
- 3 特定支障除去等事業の実施に当たっては、新たな生活環境保全上の支障が生じないよう、安全性及び透明性を確保すること。
- 4 特定支障除去等事業については、全国的な観点から実施を優先すべきものの判断基準を環境大臣が策定する基本方針において明らかにすること。
- 5 廃棄物の不法投棄地周辺に対する環境調査を徹底し、住民の不安解消に努めること。
- 6 全国の最終処分場の残存容量及び不適正処理廃棄物の実態等に関する正確な基本データを整備し、公表すること。
- 7 本法が10年間の限時法であることを踏まえ、対策の進捗状況と処理の見通しについて、適宜、公表するよう努めること。
- 8 本法が対象としない平成10年6月以降の不適正処分事案についても、措置命令等の行政処分により汚染者負担原則の貫徹を可能な限り図るよう都道府県等に求めるとともに、産業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成については、引き続き事業者等の協力が得られるよう努めること。

右決議する。

### 独立行政法人環境再生保全機構法案（閣法第49号）

#### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本独立行政法人は、名称を「独立行政法人環境再生保全機構」とすることとし、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理等の業務を行うこととし、これらの業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
- 2 本独立行政法人の資本金、役員及び職員、公害健康被害予防基金、地球環境基金等の設置及び運用、本独立行政法人に係る主務大臣等、法人の財務及び運営に関する事項を定める。
- 3 公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の解散、本独立行政法人の設立に当たっての経過措置、本独立行政法人が行う業務の特例等につき所要の規定を置く。
- 4 本独立行政法人は、平成16年4月1日に設立する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の環境再生保全機構への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、本法の趣旨を徹底し、その運用に万全を期すこと。
- 2 環境再生保全機構への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。また、同機構に引き継がれる環境事業団の延滞債権については、透明性を確保しつつ、迅速な回収・処理に全力を挙げること。
- 3 環境再生保全機構の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、環境省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。
- 4 環境再生保全機構の理事長その他の役員の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。
- 5 環境再生保全機構の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、環境大臣は、同機構の役員の報酬及び退職手当の水準を国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 6 環境再生保全機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた特殊法人の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。
- 7 公害健康被害予防事業については、地域のニーズ、被認定者の要望等を踏まえた上で、適切かつ効率的な実施に努めること。
- 8 地球環境基金事業については、環境NGO等の極めて重要な活動基盤となっていることから、引き続き同基金の確保・拡充に努めること。また、環境再生保全機構による助成計画や事業の評価基準の策定においては、NGO等の代表者の参加を得た第三者機関

を設置し、助成を受けるNGO等の意見を十分反映できるようなものとする。

- 9 PCB廃棄物の確実な処理に必要な費用を確保するため、PCB廃棄物処理基金の着実な造成に向けて、PCB製造業者等に対する出えん要請を引き続き行っていくこと。  
右決議する。

## 日本環境安全事業株式会社法案（閣法第50号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び環境の保全に関する情報等を提供する事業等を経営することとし、本会社の名称は「日本環境安全事業株式会社」とする。
- 2 本会社の経営の健全性及び安定性の確保のために、本会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を経営する間は政府が本会社の総株主の議決権の過半数を保有すること、本会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る事業基本計画の策定等については、環境大臣の認可を受けなければならないこと等を定める。
- 3 その他本会社の設立の手續等に関し、所要の規定を置く。
- 4 本会社は、平成16年4月1日に設立する。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況等を勘案しつつ、平成28年3月31日までの間に、本会社の在り方について、この法律の廃止及び民営化を含めて見直しを行うこととする。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 日本環境安全事業株式会社の経営に当たっては、環境事業団がこれまで行ってきた事業の内容やその効果について十分に検証を行い、国からの財政支援に頼らずとも健全経営が可能となるよう、将来の民営化をも見据えた事業の展開に努めること。
- 2 日本環境安全事業株式会社の役員については、業務内容に応じた適切な人材を配する観点から、民間人を積極的に登用するよう努めること。
- 3 日本環境安全事業株式会社に対する国の監督責任を明確にした上で、PCB廃棄物の処理の必要性、安全性等について、広く啓発普及を行うとともに、処理施設の運転状況や周辺環境への影響等に関する情報の公開を徹底的に行うことにより、国民の信頼を確保するよう努めること。
- 4 PCB廃棄物処理事業の実施に当たっては、安全性の確保に万全を期した上で、処理コストの低減に努めつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。
- 5 PCB廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、関係機関が協力して輸送インフラの整備、周辺環境整備等の関連事業も一体的に行うよう努めること。

右決議する。

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する 法律案（閣法第88号）

### 【要旨】

本法律案は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等又は適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を国に代わって実施する者に関して、指定法人制度を見直し登録制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 指定登録機関制度の見直し

国際希少野生動植物種の個体等の登録等の事務を行う機関を、環境大臣の指定制から登録制に改める。

#### 2 指定認定機関制度の見直し

適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を行う機関を、環境大臣及び特定国際種関係大臣の指定制から登録制に改める。

#### 3 罰則

罰則に関し所要の規定の整備を行う。

#### 4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

### 【附帯決議】

現行法が施行されてから10年が経過したが、野生動植物の生息地の消失や生息環境の悪化等によって、絶滅のおそれのある野生動植物の種は更に増加している。政府は、かかる現状を厳しく認識し、本法の施行に当たり、生物多様性の確保の観点から、現行法の問題点を整理するとともに、特に次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 国際希少野生動植物種に係る登録・認定関係事務を行う機関を指定制から登録制に改めるに当たっては、政府責任の維持を明確にすべく、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨を踏まえ、機関登録申請をした法人等に対し、その業務運営の透明化及び効率化が図られるよう厳正な指導監督を行うこと。

2 中央環境審議会野生生物部会において、科学的な観点から国内希少野生動植物種の指定について一層の検討を行うこと。

また、国内希少野生動植物種の指定に加え、絶滅のおそれのある地域個体群を保護する方策について検討を行うこと。

3 国内希少野生動植物種については、失われつつある生息地や生息環境の悪化等を考慮して、更にその指定を進めていくこと。

4 国内希少野生動植物種の生息地等保護区については、関係府省及び関係地方公共団体等が相協力して、更にその指定を進めていくこと。また、そのためにも、失われた生息地の回復に向けた自然再生の取組の充実強化を図ること。

5 過去の附帯決議を踏まえ、ワシントン条約の効果的な実施に資するため、条約附属書に掲載されている種については、科学的根拠と資源状態に照らして国際希少野生動植物種に指定することを検討すること。

- 6 国際希少野生動植物種の密輸防止に向けて、関係省庁が連携して水際取締りの強化を図ること。また、不正輸入により、国庫に帰属した生きた個体については、原産国への返還を含め、必要な措置をとること。
- 7 生物多様性の確保に向けて、喫緊の課題となっている移入種対策の法制度化を急ぐとともに、本法を含め野生生物保護の法体系の見直しについて検討を行うこと。  
右決議する。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画について定めるとともに、廃棄物の広域的処理について許可に代わる認定制度を新設するほか、廃棄物の不法投棄に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 産業廃棄物の広域的な不適正処分の事案等に対処するため、国は、地方公共団体の責務が十分果たされるように必要とされる広域的な見地からの調整を行うよう努めることとするとともに、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、産業廃棄物に係る報告徴収及び立入検査を都道府県知事に加えて環境大臣も行えることとする。
- 2 廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、投資の重点化及び効率化に留意しつつ、5年ごとに、廃棄物処理施設整備計画を策定することとする。
- 3 悪質な廃棄物処理業者を排除し、廃棄物の適正な処理体制を一層確保するため、廃棄物処理業の許可を受けた者等について、欠格要件に該当するに至ったとき等の場合には、その許可を必ず取り消さなければならないこととする。
- 4 循環型社会の形成に向けた取組が効率的かつ円滑に実施されるよう、一定の廃棄物の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により、廃棄物処理業の許可を不要とする等の特例制度を設けることとする。
- 5 廃棄物でないなどと偽り廃棄物の不適正処分を行う悪質な事例に的確に対処するため、都道府県知事等は、廃棄物であることの疑いのある物について報告徴収及び立入検査ができるようにすることとする。
- 6 廃棄物の不法投棄等の防止を一層図るため、廃棄物の不法投棄及び不法焼却の未遂罪を新設するなど罰則の強化を行うこととする。
- 7 この法律は、一部を除き、平成15年12月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 「循環型社会」の実現に向けて、廃棄物の発生抑制、適正かつ効率的な廃棄物の処理の推進などの観点から、排出者責任・拡大生産者責任の在り方等、廃棄物・リサイクル制度の充実について、諸外国の先進事例も踏まえつつ、今後とも十分な検討を行うこと。
- 2 市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について実態を速やかに把握するとともに、回収・リサイクルの方法を含め、その適正な処理の在り方について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

- 3 医療系廃棄物の適正処理の一層の推進のため、家庭から排出されるものを含め、その方策の検討に努めること。
- 4 事業系一般廃棄物について、その発生抑制の方策を検討すること。  
また、事業者がその処理を委託する場合には、委託基準が遵守されるよう必要な措置を講ずること。
- 5 市町村が一般廃棄物処理計画に従って委託を行った一般廃棄物の処理に起因する環境汚染については、当該市町村の責任において必要な措置が講じられるよう努めること。
- 6 産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること。
- 7 排出事業者が信頼できる廃棄物処理業者を的確に選択することができるよう、廃棄物処理業者に係る情報提供のシステムを充実すること。
- 8 産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、不法投棄に関与した土地所有者責任の徹底、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討すること。
- 9 焼却施設や最終処分場周辺の土壌及び地下水に係る汚染問題については、既に廃止されたものを含め、その実態を早急に把握し、結果を公開するとともに、周辺住民が安心できるよう、環境回復措置に努めること。
- 10 広域的処理に係る特例制度の施行に際しては、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すること。
- 11 廃棄物処理施設の設置に当たっては、周辺住民に対する配慮が行われるよう努めるとともに、公共関与を含め、その整備促進を図ること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内で可能な限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。
- 12 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に効果が期待されるデポジット制度等の経済的手法について、製品ごとの特性や実態を踏まえながら、その活用の在り方について検討を行うこと。
- 13 産業廃棄物税等については、その目的、税収の使途等について、全国的な観点から検討を行い、法律としての整備も視野に入れ、地方公共団体等の意見を踏まえ、早急に結論を得ること。
- 14 不法投棄等の廃棄物の不適正処理については、行政処分による厳正な対処が行われるよう引き続き都道府県等に求めるとともに、不適正処理の防止策も含め、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員、警察との連携等、その体制整備に十分努めること。
- 15 廃棄物行政を進めるに当たっては、国と地方公共団体が連携を一層密にし、一体となって取り組むよう十分配慮すること。特に、環境省による報告徴収及び立入検査の権限行使に際しては、連携を十分に確保すること。  
また、地方公共団体の施策のうち全国的に行うことが効果的なものについては、国において導入を検討すること。  
右決議する。

# 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）（先議）

## 【要旨】

本法律案は、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、環境中への拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用等に係る承認制度を創設するとともに、そのような拡散を防止しつつ遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者に対し適切な拡散防止措置を執ることを義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 主務大臣は、生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する事項、遺伝子組換え生物等の使用等をする者が配慮しなければならない事項等を定めた基本的事項を公表することとする。
- 2 環境中への拡散を防止しないで遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者は、その使用等による生物多様性影響を評価した上で、その使用等に係る規程を提出して主務大臣の承認を受けなければならないこととする。
- 3 施設内での遺伝子組換え生物等の使用等をする者は、遺伝子組換え生物等が環境中に拡散することを防止するために主務大臣が定めた措置を執らなければならないこととする。とともに、その措置が定められていない場合には、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならないこととする。
- 4 遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合等主務大臣が指定する場合に、輸入しようとする者は、主務大臣に届け出なければならないこととする。とともに、主務大臣は、その者が輸入する生物について、検査を受けることを命ずることができることとする。
- 5 遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、相手国に対し通告をしなければならないこととする。とともに、その使用等の内容等を表示したものでなければ輸出してはならないこととする。
- 6 この法律は、一部を除き、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

## 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 遺伝子組換え生物等による生物多様性影響については未解明な部分が多いことから、科学的知見の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」第15原則に規定する予防的な取組方法に従って、本法に基づく施策の実施に当たること。
- 2 遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。
- 3 遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増大していることにかんがみ、「基本的事項」を定めるに当たっては、広く国民の意見を求め、その結果を十分に反映させるとともに、国民に分かりやすい内容のものとすること。また、「基本的事項」の策定後においても、十分な情報公開の下、国民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進する

こと。

- 4 「生物多様性影響評価書」の信頼性を確保するため、評価手法・基準等を定めるに当たっては、国民のコンセンサスを十分に得るため、広く意見を求めること。また、評価後におけるモニタリングの実施とその結果の情報開示が図られるようにすること。
- 5 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認に当たっては、関係する国際機関における検討や諸外国の研究成果等を踏まえつつ、学識経験者の意見を尊重し、客観的な評価の下に行うこと。
- 6 遺伝子組換え食品の安全性に対する消費者の不安が大きいことから、その安全性評価を行うに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期するとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。
- 7 遺伝子組換え生物とともに移入種による生物多様性影響が懸念されていることから、移入種対策に係る法制度を早急に整備すること。
- 8 国際的な生物多様性の確保を図るため、生物多様性条約、カルタヘナ議定書を締結していない米国等に対し、あらゆる機会を利用して同条約、同議定書に参加するよう積極的に働きかけること。

右決議する。

## 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案（衆第39号）

### 【要旨】

本法律案は、持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、これらについて、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 基本理念について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすこととなるように行われるものとする。こと、体験活動の重要性を踏まえ、多様な主体の参加と協力を得るよう努めるとともに、透明性を確保しながら継続的に行われるものとする。こと等を定めるものとする。
- 2 国民、民間団体等、国及び地方公共団体について、基本理念にのっとりた責務を定めるものとする。
- 3 政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を定めなければならないものとする。こととともに、都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その区域の自然的社会的条件に応じた方針、計画等を作成し、公表するよう努めるものとする。
- 4 国、都道府県及び市町村は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとし、また、民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、職場における環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。
- 5 環境保全に関する知識及び指導能力を有する者を育成し、又は認定する事業を行う国



民、民間団体等は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができるものとする。

その他、人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集・提供、環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備、国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置、協働取組の在り方等の周知、国及び地方公共団体の財政上・税制上の措置、情報の積極的公表等について定めるものとする。

6 この法律に基づく措置を実施するに当たっては、国民、民間団体等の自立性を阻害することがないように配慮するとともに、その措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (4) 付託議案審議表

##### ・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

| 番号  | 件名                                   | 先議院 | 提出月日      | 参議院       |                       |                 | 衆議院            |                       |                 |
|-----|--------------------------------------|-----|-----------|-----------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|-----------------|
|     |                                      |     |           | 委員会付託     | 委員会議決                 | 本会議議決           | 委員会付託          | 委員会議決                 | 本会議議決           |
| ※43 | 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案          | 衆   | 15. 2. 10 | 15. 3. 24 | 15. 3. 27<br>可決<br>附帯 | 15. 3. 28<br>可決 | 15. 3. 7<br>環境 | 15. 3. 18<br>可決<br>附帯 | 15. 3. 20<br>可決 |
| ※48 | 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案         | 衆   | 2. 14     | 5. 28     | 6. 10<br>可決<br>附帯     | 6. 11<br>可決     | 5. 7<br>環境     | 5. 23<br>可決<br>附帯     | 5. 27<br>可決     |
| ※49 | 独立行政法人環境再生保全機構法案                     | 衆   | 2. 14     | 4. 23     | 5. 8<br>可決<br>附帯      | 5. 9<br>可決      | 3. 20<br>環境    | 4. 18<br>可決<br>附帯     | 4. 22<br>可決     |
| 50  | 日本環境安全事業株式会社法案                       | 衆   | 2. 14     | 4. 23     | 5. 8<br>可決<br>附帯      | 5. 9<br>可決      | 3. 20<br>環境    | 4. 18<br>可決<br>附帯     | 4. 22<br>可決     |
| 88  | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆   | 3. 11     | 6. 9      | 6. 12<br>可決<br>附帯     | 6. 13<br>可決     | 5. 22<br>環境    | 5. 30<br>可決<br>附帯     | 6. 3<br>可決      |
| 89  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案          | 衆   | 3. 11     | 5. 28     | 6. 10<br>可決<br>附帯     | 6. 11<br>可決     | 5. 7<br>環境     | 5. 23<br>可決<br>附帯     | 5. 27<br>可決     |
| 114 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案  | 参   | 3. 18     | 4. 11     | 4. 22<br>可決<br>附帯     | 4. 23<br>可決     | 5. 29<br>環境    | 6. 6<br>可決<br>附帯      | 6. 10<br>可決     |

(注) 附帯 附帯決議

##### ・衆議院議員提出法律案（1件）

| 番号 | 件名                             | 提出者<br>(提出月日)                 | 予備<br>送付  | 本院<br>への<br>提出 | 参議院       |                 |                 | 衆議院   |       |                 |
|----|--------------------------------|-------------------------------|-----------|----------------|-----------|-----------------|-----------------|-------|-------|-----------------|
|    |                                |                               |           |                | 委員会付託     | 委員会議決           | 本会議議決           | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決           |
| 39 | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案 | 環境委員長<br>松本 龍君<br>(15. 7. 15) | 15. 7. 15 | 15. 7. 15      | 15. 7. 16 | 15. 7. 17<br>可決 | 15. 7. 18<br>可決 |       |       | 15. 7. 15<br>可決 |